ジェネリック医薬品のギモン



Q1. 効き目や安全性は大丈夫？

A. ジェネリック医薬品の開発にあたっては、医薬品メーカーにおいて様々な試験が行われており、それによって先発医薬品と効き目や安全性が同等であることが証明されたものだけが、厚生労働大臣によって承認されています。

効能や効果・用法・用量は基本的には変わりなく、製品によっては先発医薬品よりも飲みやすくなるように薬の大きさや味、においを改良したり、湿気や光に弱いなどの品質面の改善による保存性の向上など、よりよく工夫されたものもあります。

ただし、添加物など、必ずしも先発医薬品と同じとは限りませんので、切り替え後は体調の変化に注意して、異常を感じたらすぐに医師や薬剤師に相談しましょう。

Q2. 使用するにはどうしたらいいの？

まずは、かかりつけの医師や薬剤師に相談してください。

A. ジェネリック医薬品を希望する場合、病院・診療所・保険薬局で医師・薬剤師にそのことを伝えてください。

また、希望の意思を医師・薬剤師に伝えられる**カードケース**（「ジェネリック医薬品希望」と記載あり）を、安城市役所国保年金課国保係の窓口で、無料で配布しています。資格確認書だけを入れるケースと、資格確認書・限度額認定証などをセットで持ち運べるケースの２種類がありますので、必要な方はお申し出ください。

Q3. 最近よく聞くバイオ後続品とはどう違う？

A. バイオ後続品（バイオシミラー）は、先行バイオ医薬品の特許が切れてから作られた医薬品のことで、先行品より価格が安い薬です。先行バイオ医薬品は、有効な細胞や微生物など生物の力を利用し、複雑な構造のタンパク質を有効成分として製造されるもので、薬品を化学反応させて作られる従来の医薬品とは異なります。がん・糖尿病・腎症貧血・関節リウマチ等、ほかの医薬品では十分に治せなかった病気に対して有効であり、静脈・皮下注射で投与します。バイオ後続品への切り替えをお考えの場合は、担当医に相談しましょう。薬剤師による調剤変更はできません。

安城市国保では、ジェネリック医薬品に切り替えると薬代を下げられる可能性のある方に、「**ジェネリック医薬品に関するお知らせ**」をお送りしています。

（注：一定の条件で抽出してお送りしておりますので、全ての方に届くとは限りません。また、このお知らせは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。）

繰り返し使える！ リフィル処方箋 ってご存じですか？

リフィル処方箋とは、症状が安定している人に対して、医師が認めた期間・回数に限り、再診を受けずに同じ処方箋を薬局で受け取ることができる処方箋のことです。リフィル処方箋を希望する方は、かかりつけ医に相談してみましょう。

ココも大切！

- 投薬量に限度がある医薬品（新薬や麻薬、向精神薬など）や湿布薬はリフィル処方箋の対象外です。
- １回目の調剤の有効期間は、処方箋発行日を含め４日間です。２回目以降の調剤の有効期間は、*次回調剤予定日の前後７日以内となっています。
  *原則として前回の調剤日を起点とし、投薬期間を経過する日
- 医師の判断により、リフィル処方箋にできない場合があります。

あなたのくらしをまもる 国民健康保険

国保年金課国保係
☎(0566)71-2230

使ってみよう ジェネリック医薬品（後発医薬品）

ジェネリック医薬品って？



「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」とは、先発医薬品（これまで使われてきた新薬）の特許が切れた後に製造・販売される薬のことで、厚生労働省から「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、同等の効き目がある」と認められた医薬品です。

どんなメリットがあるの？

ジェネリック医薬品は開発コストが少ないため、一般的に先発医薬品よりも低価格です。

●先発医薬品とジェネリック医薬品の薬代の比較例（自己負担額が３割の場合）

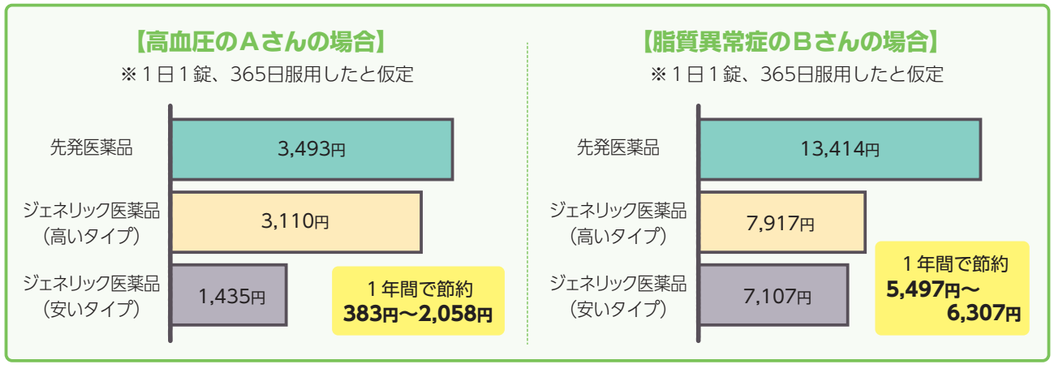

※令和８年４月現在での比較例です
（参考：日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会リーフレット「注目の医療用医薬品『ジェネリック』のすべて」）

慢性的な病気によって薬を長期間服用する場合などは、ジェネリック医薬品の使用で、薬代を大幅に削減できる可能性があります。また、普段から薬代を節約することは、安城市国民健康保険全体の負担軽減につながります。

留意事項

- すべての医薬品にジェネリック医薬品があるわけではありません。また、薬局に在庫がない場合や、医師の判断により、切り替えできない場合もありますので、予めご了承ください。
- 窓口で支払う金額は、薬代のほかに調剤技術料や薬学管理料などが含まれます。このため、ジェネリック医薬品に切り替えて薬代自体の価格が下がっても、支払額が減らない場合があります。切り替え前後の支払額については、医師・薬剤師にご確認ください。

接骨院 はり・きゅう・マッサージ の正しいかかり方

接骨院 の柔道整復師の施術には、保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。

保険が使える場合

- 打撲、捻挫、挫傷（肉離れなど）
- 骨折、脱臼
  （緊急時以外は医師の同意書が必要）
- 骨、筋肉、関節の怪我や痛み
  （負傷原因が内的疾患でなく、
  外傷性のはっきりしているもの）

保険が使えない場合（全額自己負担となります）

- 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや腰痛、筋肉疲労
- 病気（神経痛・リウマチ・五十肩・慢性関節炎、ヘルニア等）による凝りや痛み
- 症状の改善がみられない長期の施術
- 労災保険が適用となる、仕事中や通勤途上での負傷



負傷原因（いつ、どこで、何をして、どんな症状か）を正確に伝えてください

保険が使えるかどうかは、何が原因で負傷したのかによって決まります。
外傷性の負傷でない場合や、仕事中や通勤途上に起きた負傷が原因の場合（労災保険の対象）は、健康保険の対象にはなりません。

他の医療機関での治療とは重複できません

同一の負傷について、他の医療機関（病院、診療所等）で治療中の場合は、医療機関が優先となるため、接骨院で施術を受けても保険の対象にはなりません（全額自己負担となります）。

施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください

長期間施術を受けても痛みが続く場合には、負傷が原因ではなく、病気による内科的要因も考えられますので、医療機関で医師の診断を受けてください。

はり・きゅう・マッサージ の施術で保険を使えるのは、以下のような場合です。

はり・きゅうの場合

- 神経痛　• リウマチ　• 腰痛症　• 五十肩
- 頸腕症候群（けいわんしょうこうぐん）　• 頸椎捻挫後遺症（けいついねんざ） 等

マッサージの場合

- 筋麻痺（きんまひ）　• 関節拘縮（かんせつこうしゅく） 等



「医師の同意」が必要です

医師がはり・きゅう・マッサージの施術を認めた「**同意書または診断書**」が必要となります。継続して施術を受ける場合には、**6か月ごとの同意が必要**です。

往療（往診）は通所して治療を受けることが困難である場合に認められます。

はり師・きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師が自宅に来て施術を行う往療（往診）は、歩行困難など、**安静を必要とするやむを得ない理由**がある場合にのみ認められます。

接骨院、はり・きゅう・マッサージの注意事項

療養費支給申請書にはご自身で署名してください

申請書には「負傷原因・負傷名・施術日数・金額など」が記載されています。申請書の記載内容が実際の施術内容と同じか、よく確認した上で、**ご自身で**署名してください。

領収書を必ず受け取ってください

領収書は必ず受け取り、後日、市から送付される医療費通知（国民健康保険医療費のお知らせ）と内容（施術日数・金額）を確認してください。

照会（アンケート調査）にご協力ください

医療費の適正な支出のため、接骨院、はり・きゅう・マッサージを受診された方に対して、市役所国保年金課より、文書などで負傷部位や施術日、施術内容などについて照会させていただくことがあります。領収書や施術内容の記録等を保管し、照会（アンケート調査）がありましたら、ご協力をお願いします。

マイナンバーカードが健康保険証（マイナ保険証）として利用できます



医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードをカードリーダーにかざすことで、医療保険の資格をオンラインで確認し、診察が受けられます。
※利用できる医療機関・薬局については、厚生労働省のホームページで公開していますので、右記QRコードからご確認ください。

厚生労働省HP

マイナンバーカードの健康保険証利用には、利用登録が必要です！

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、医療機関等のカードリーダー、マイナポータル（右記QRコード）、またはセブン銀行ATMから、利用登録の手続きが必要です。

マイナポータル

マイナンバーカードの健康保険証利用をすると、こんなメリットがあります！

マイナンバーカードの保険証利用登録をすると、医療機関や薬局でマイナンバーカードを保険証として利用できるほか、マイナポータルで診療・薬剤情報、医療費、特定健康診査情報を確認することができます。また、確定申告で医療費控除を受ける際にマイナポータルを通じた自動入力機能を使うことができます。

ぜひマイナンバーカードの健康保険証利用登録を！

従来の健康保険証は新たに交付されなくなり、健康保険証とマイナンバーカードが一体化されました。保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き医療機関等を受診することができますが、ぜひマイナンバーカードを健康保険証としてご利用ください。

安城市HP

セルフメディケーションに取り組みましょう！
～医療費を大切に～



セルフメディケーションとは「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」とWHO（世界保健機関）で定義されています。
医療機関を受診したときに支払う自己負担額は、医療費の一部（２～３割）です。残りの医療費は、安城市国民健康保険が負担しており、みなさんに納めていただいた国民健康保険税などで賄っています。
医療費の増加は、みなさんの負担の増加につながります。日頃から健康管理には十分に注意し、軽度な体調不良のときには自分で上手にOTC医薬品（市販薬）を使うなどして対処しましょう。

セルフメディケーションの例

- 風邪をひいたときに市販のかぜ薬を飲む
- けがをしたときに絆創膏を貼る

医療機関に行くべきか？迷ったときは？

薬局で薬剤師に相談をしてみましょう。OTC医薬品（市販薬）などを購入して対処するか、医療機関で受診するかなどを判断できます。
医療機関に適正にかかることで、医療費の節約につながります。

定期的な健康診断を受けましょう！

健診の受診などを通して、日ごろから自分の健康に関心を持つのもセルフメディケーションの一環です。安城市で国民健康保険に加入されている方は、特定健診（４０～７４歳）・ヤング健診（２０～３９歳）を受けることができます。
栄養バランスのよい食事・十分な睡眠をとる、ウォーキングなど適度な運動にチャレンジするなど、自分の健康を守る意識を持ちましょう。

安城市役所 国保年金課 国保係　TEL（0566）71-2230